

日 薬 業 発 第 175 号
令 和 元 年 9 月 5 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

診療報酬等における消費税の取扱いに係る周知用ポスターの送付について

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和元年10月1日より消費税が10%へ引き上げられることに伴い、診療報酬等における消費税の取扱いについて、被保険者に周知することを目的としてポスターを作成したとのことです。

関係通知などについては、以下のURLからも閲覧が可能です。

取り急ぎお知らせいたしますのでお取り計らいのほど宜しくお願い申し上げます。

○厚労省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険 > 令和元年度診療報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00026.html

事 務 連 絡

令和元年8月30日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
（別 記）関 係 団 体

厚生労働省保険局医療課

診療報酬等における消費税の取扱いに係る
周知用ポスターの送付について

医療保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和元年10月1日より、消費税が10%へ引き上げられることに伴い、診療報酬等における消費税の取扱いについて、被保険者等に周知することを目的として、別添のポスターを作成いたしました。

つきましては、ポスターを送付させていただきますので、周知に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

令和元年10月から 医療費が変わります。

今回の消費税率の引き上げに伴い、
一部の診療報酬が改定されます。

- ・ 医療（社会保険診療）は非課税とされていますが、医療機関等が社会保険診療を行うための医薬品や設備などの仕入りに掛かる消費税は、厚生労働省が定める診療報酬や薬価等に反映されています。
- ・ 令和元年10月1日から消費税が10%になったことに伴い、初診料、再診料など一部の診療報酬が引き上げられ、医療機関の窓口でお支払いいただく料金も変わります。

ご理解のほど、よろしく願いいたします。

※詳しくは厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）をご覧ください。